

山梨県危機管理基本方針

(平成28年4月一部改正)

山 梨 県

目 次

第1章 総 則

1 目的	1
2 対象とする危機事案及び想定される危機事案	1
3 危機管理の基本的な考え方	1
4 責務	2
5 役割	3
6 地域防災計画との関係	3

第2章 事前対策

1 危機管理意識の向上	3
2 危機管理体制の整備	4

第3章 応急対策

1 情報の収集・管理	5
2 応急対策の検討・決定	6
3 応急対策の実施	7
4 広報の実施	7

第4章 事後対策

1 復旧・復興の推進	8
2 被害等の影響の軽減	9
3 再発防止策の検討・実施	9
4 対処の評価と危機管理マニュアルの見直し等	9

別紙1 想定される対象事案	10
別紙2 危機管理マニュアルに関する標準項目	11
別紙3 危機発生事案報告書	12

第1章 総 則

1 目 的

この方針は、県民等の生命、身体又は財産に被害が生じ、又は生じる恐れがある危機事案の発生の防止や発生した場合の被害の最小化を図るため、県として執るべき危機管理対策の基本的枠組みを定め、もって県民等の安全・安心の確保に資する事を目的とする。

2 対象とする危機事案及び想定される危機事案

(1) 対象とする危機事案

この方針の対象とする「危機事案」は、次のとおりとする。

- ① 県民等の生命、身体又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある災害等
ただし、次に掲げるものは除くものとする。

ア 山梨県地域防災計画の対象となる災害

地震災害、風水害、火山災害、雪害、原子力災害、大規模な火事災害、
林野火災

イ 山梨県国民保護計画の対象となる事態

武力攻撃事態（弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、航空
攻撃、着上陸侵攻）

緊急処理事態（大規模テロ等）

- ② 円滑な県政運営に著しい支障を生じ、又は生じるおそれのある事件・事故

(2) 想定される危機事案

この方針の対象となる危機事案は、広汎、多岐にわたると考えられるが、現段階
で想定される危機事案は別紙1のとおりとする。

3 危機管理の基本的な考え方

危機管理は、基本的に事前対策、応急対策、事後対策の3段階に大別され、それぞ
れの段階でのポイントは以下のとおりである。

- (1) 平常時においては、起こりえる危機事案の把握に努め、可能な限り未然に防ぐ対
策を実施する。

また、危機事案が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）
に備え、緊急時の連絡体制、役割分担、応急対応方法等を明確にし、関係職員、関
係機関等に周知する。

(2) 危機事案が発生した場合は、県民等の生命、身体及び財産の保護を第一に考え、関係部局、関係機関が連携・協力して、迅速かつ的確な対応に努める。

(3) 危機事案が終息した後は、再発防止策を検討・実施するとともに、対応方法の検証、見直しを行う。

4 責 務

(1) 防災局長の責務

- ① 防災局長は、平常時における全庁的な危機管理体制の整備、充実に努めるものとする。
- ② 防災局長は、危機事案の発生時には、知事の命を受け、関係部局を総合調整し、及び関係機関等への要請を行うものとする。

(2) 部局長の責務

- ① 部局長は、所管業務に係る危機事案の発生に備え、平常時から、個別対応危機管理マニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）を整備するなど、危機管理体制の充実・強化に努めなければならない。
- ② 部局長は、危機事案の発生時には、迅速に防災局長への連絡及び知事への報告を行うとともに、関係機関等と連携しながら、応急対策を実施するものとする。
- ③ 部局長は、職員の危機管理能力の向上を図るため、訓練や研修を実施するものとする。

(3) 地域県民センター所長の責務

- ① 地域県民センター所長は、所管区域に係る危機事案の発生に備え、平常時から、防災局長と調整の上、危機管理体制の整備、充実に努めるものとする。
- ② 危機事案が発生した場合は、地域県民センター所長は、直ちに防災局長に連絡するとともに、所管区域内の市町村、県機関及び関係機関との総合調整を行うとともに、所管区域に係る対処を講じるものとする。
- ③ 所管区域内の危機事案に関する情報、講じた対処等について、地域県民センター所長は、防災局長に連絡するものとする。

5 役 割

(1) 危機事案の所管部局

- ① 所管部局が明確な危機事案については、各所管部局において主体的に対応するものとする。
- ② 所管部局が明確でない危機事案については、危機管理連絡調整会議において所

管部局を決定し、当該所管部局において主体的に対応するものとする。

- ③ 所管部局が複数に及び危機事案については、危機管理連絡調整会議において主たる所管部局を決定し、当該主たる所管部局を中心に、関係部局が連携・協力して対応するものとする。

(2) 防災局の役割

防災局は、(1)による所管部局としての役割の外、調整会議の事務局として、次の役割を担うものとする。

- ① 発生直後で所管部局が特定できない段階での初動対応
- ② 所管部局との連携・協力
- ③ 各所管部局における対応についての支援
- ④ 危機管理に関する一般的な啓発・研修等
- ⑤ 各部局の危機管理体制、職員の危機管理能力の向上に対する支援

6 地域防災計画との関係

発生した危機事案への対処に当たっては、この方針及び危機管理マニュアルに定めるものの外、「山梨県地域防災計画」を準用するものとする。

第2章 事前対策

1 危機管理意識の向上

(1) 研修等の充実

危機事案に対する対応を迅速かつ的確に行うためには、関係職員の危機管理意識の向上が重要である。

このため、各部局は、個別の危機事案の関係職員を対象とした研修等を実施するよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

想定危機事案が発生した場合に、関係職員が迅速かつ的確に対応するためには、平常時から危機管理マニュアルの内容に習熟することが必要である。

また、その習熟度を高めるとともに、危機管理マニュアルが有効に機能するか否かを検証するため、訓練を実施し、必要に応じて見直しを行うことも重要となる。このため、関係部局等が連携・協力して、危機管理マニュアルの運用訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(3) 県民に対する意識啓発

危機事案の発生に伴う被害を最小限に止めるためには、各部局は、個別の危機事案に関しての注意喚起など平常時に必要と考えられる意識啓発に努めるものとする。

2 危機管理体制の整備

(1) 危機管理連絡調整会議

危機の発生に備え、平常時から、庁内での情報の共有を図るとともに、危機発生時において迅速かつ的確に対処するため、全庁的な連絡調整を目的とする、防災局長を議長とし、各部局の次長を委員とする「危機管理連絡調整会議」を設置するものとする。

(2) 部局対策本部

各部局は、危機事案に総合的に対応するため、必要に応じて部局対策本部を設置するものとする。

(3) 情報の共有化と連絡体制の確立

各部局においては、関係各課・出先機関及び関係機関・団体等による連絡会議の設置などにより、各自の取組状況や危機事案に関する情報交換、共有化を図るなど、平常時の連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 個別事案に係る危機管理マニュアルの整備

想定危機事案を所管する部局は、別紙2に掲げる「危機管理マニュアルに関する標準項目」を参考に、危機管理マニュアルを整備するものとする。

また、危機管理マニュアルについては、随時点検を行い、内容の充実を図るものとする。

第3章 応急対策

1 情報の収集・管理

(1) 情報の収集・伝達

各部局は、危機事案が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係機関等と密接に連携し、速やかに情報の収集を行うものとする。

また、収集した情報を、円滑に、当該危機事案を所管する所属へ伝達するとともに、必要に応じて防災局及び関係部局等にも伝達するものとする。

防災局が、危機事案に関する情報を入手した場合は、関係部局へ伝達するものと

する。

知事等への報告については、「所管が明確な場合」は所管部局長から、「所管が不明確な場合」は防災局長から行うものとする。

(2) 情報内容の整理

収集すべき情報は、危機事案により異なるが、概ね次の事項を中心に収集し、整理した上で、伝達するものとする。(別紙3 危機事案発生報告書)

- ・危機発生時の状況
- ・被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ・県、関係機関等が実施した応急対策の状況
- ・その他特に留意すべき事項

(3) 情報の整理

危機事案発生直後は、特に情報が輻輳し、混乱するおそれがあるので、予め各部局において、情報管理の責任者を選任し、情報の一元化を図るものとする。

また、関係者が連携して応急対策を実施できるようにするため、被害状況、応急対策実施状況、資機材の保有状況などについて、各部局では、情報が共有できる体制を整備するものとする。

(4) 危機管理連絡調整会議

① 防災局長は、危機事案が発生した場合で所管部局が複数、所管部局が不明確又は要請があった場合は、必要に応じて危機管理連絡調整会議を開催するものとする。

② 危機管理連絡調整会議においては、関係部局等との情報共有及び連絡調整等を行うとともに、所管部局の決定及び今後の方針等を決定するものとする。

なお、調整会議の状況について、防災局長は必要に応じて知事に報告するものとする。

2 応急対策の検討・決定

(1) 検討・決定の方法

所管部局は、部局対策本部等を開催し、対処方針、応急対策等について検討を行い、その内容を決定するとともに、防災局長に連絡するものとする。

特に重大な危機事案の場合は、所管部局長は、知事に報告し対策を決定するものとする。

なお、所管部局は、当該危機事案に対する対策を決定するに当たり、専門家から必要に応じて適切な指導・助言等を受けられる体制を構築するものとする。

また、所管部局は、応急対策の決定を行った後も、当該危機的状況が解消するまでの間、必要に応じ、監視のための体制を整備し、情報の収集及び知見の蓄積に努

めるものとする。

(2) 所管部局は、応急対策を円滑に実施するため、次の例を参考に部局対策本部の事務局を設置するものとする。

班 名	班 長	事 務 分 掌
総務班	担当職名	<ul style="list-style-type: none">・対策本部等の設置及び運営・会議資料、記録の作成・保管・関係部局との連絡調整・職員のサービス 等
対策班	担当職名	<ul style="list-style-type: none">・危機事案の分析と対策の検討・応急対策実施の調整・国等関係機関等との連絡調整・今後の対応方針の検討 等
情報班	担当職名	<ul style="list-style-type: none">・被害情報の収集伝達・関係機関からの情報収集・国等への報告・通信手段の確保 等
広報班	担当職名	<ul style="list-style-type: none">・報道提供資料の作成・報道機関への対応・県民等への広報・対策に係る写真等の記録 等

(3) 全庁的な対策への移行

部局対策本部を設置し対応するも、被害の拡大等で社会的影響が大きく全庁的な対応が必要と判断される場合で、知事が認めるときは、「山梨県危機管理対策本部（〇〇対策本部）」（以下「県対策本部」という。）を設置し、危機への対処方針、対処方策等を決定し、実施するものとする。

3 応急対策の実施

危機事案発生直後においては、県対策本部又は部局対策本部（以下「対策本部等」という。）又は所管部局が決定した対処方針に基づき、県民等の生命と財産の安全確保を最優先に、関係機関等と連携、協力し応急対策を実施するものとする。

(1) 避難・予防

危機事案の内容に応じ、被害の発生や拡大を防止するため、有効な避難の場所・方法、予防策等について、関係機関等と連携してその措置を実施するとともに周知を図るものとする。

(2) 救助

被害の状況及び救助活動の状況を把握し、必要に応じ関係機関等との調整や応援要請を実施するものとする。

(3) その他

緊急輸送、医療救護、発生源対策や立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限等各種制限措置などについて、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うとともに、その措置を実施するものとする。

4 広報の実施

(1) 広報にあたっての留意事項

- ① 対策本部等又は所管部局は、県民等の心理的動揺や不安感により生じる混乱を防止するとともに、県民等自らが、状況に応じた適切な行動を取ることにより危機事案による影響をできる限り軽減するため、迅速かつ的確な広報活動を行うものとする。
- ② 関係部局の協力のもと、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。また、定期的な広報に努めるものとする。

(2) 広報の内容

広報すべき内容は、概ね次の項目とするが、県民等のニーズに応じた内容を提供するものとする。

- ・ 危機事案の発生状況
- ・ 二次災害の危険性
- ・ 住民がとるべき適切な対応
- ・ 応急対策の実施状況及び窓口
- ・ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- ・ 生活関連情報

(3) 広報の方法

対策本部等又は所管部局は、関係部局の協力のもと、県政記者クラブ等を通じた記者会見、資料提供などによる広報を行うとともに、当該地域の防災行政無線、県のホームページ、広報紙などを通じた広報活動を実施するものとする。

(4) 県民等からの問い合わせへの対応

対策本部等又は所管部局は、必要に応じて、県民等からの問い合わせや要望等に対応するため、関係部局、関係機関等と連携して、対応窓口を当該地域並びに県に設置するものとする。

第4章 事後対策

1 復旧・復興の推進

(1) 基本的な考え方

対策本部等又は所管部局は、危機事案の発生による、県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 安全の確認

対策本部等又は所管部局は、危機事案に係る応急対策が概ね完了したと認められるときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に危機事案発生現場周辺地域の安全の確認を行うものとする。

安全が確認された場合は、報道機関を通じて公表するとともに、当該地域の防災行政無線、県のホームページや広報紙等様々な広報手段を活用して県民等に周知するものとする。

(3) 各種制限措置の解除

対策本部等又は所管部局は、危機事案発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関等と連携して、立入制限等の各種制限措置を解除するものとする。

2 被害等の影響の軽減

(1) 心身の健康相談体制の整備

対策本部等又は所管部局は、関係部局や関係機関等の協力を得て、危機事案発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(2) 風評被害の影響の軽減

対策本部等又は所管部局は、関係部局や関係機関等の協力を得て、危機事案による風評被害を未然に防止又は軽減するための広報活動を行うものとする。

3 再発防止策の検討・実施

危機事案の発生原因を研究し、課題を整理した上で、再発防止策を検討し、実施するものとする。

4 対処の評価と危機管理マニュアルの見直し等

(1) 対処の評価

各部局は、危機事案発生に関する報告書を作成するとともに、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行うものとする。

また、関係部局及び関係機関等に対して、事後評価の情報提供、共有化を行い、今後の対応のあり方について見直しを行うものとする。

(2) 危機管理マニュアルの見直し

各部局は、事後評価による見直しを行った場合は、必要に応じて、危機管理マニュアルの見直しを行うものとする。

なお、危機管理マニュアルの見直しを行った場合は、速やかに、防災局、関係部局及び関係機関等に周知するものとする。

現時点で想定される対象事案(案)

分類	危機事案	所管部局
重大事故	航空機事故	防災局
	鉄道事故	防災局
	道路事故	防災局
	危険物事故	防災局
重大事件	バスジャック	防災局
	大規模争乱・暴動	防災局
県関係	県管理施設での事故等	各部局
	県主催イベントでの事故等	各部局
	学校施設・設備の管理上の事故	教育委員会 県民生活部
	情報システムへの不正アクセス	総務部
	情報システムの障害	各部局(情報システムを 所管する部局)
	情報流出事件・事故	各部局
	要人への危害(特別職、議会関係者等)	秘書課 議会事務局
	県庁舎への不審者の侵入・破壊等	各部局
	不審な郵便物等	各部局
健康・安全	重大な感染症の蔓延	福祉保健部
	飲料水の汚染	福祉保健部
	大規模な食中毒	福祉保健部
	家畜の伝染病	農政部
	毒劇物による健康被害	福祉保健部
	医薬品等による健康被害	福祉保健部
	医療事故	福祉保健部
	院内感染	福祉保健部
	県民が巻き込まれた海外での事件・事故	各部局
	学校内及び郊外活動中の事件事故	教育委員会 県民生活部
	主要観光地における事故	観光部
	環境汚染による環境被害 (大気、河川、地下水、土壌 等)	森林環境部
	廃棄物の不法投棄による社会不安、健康被害	森林環境部
	野生動物による人的被害	森林環境部
	その他	生活関連物資の異常事態

危機管理マニュアルに関する標準項目

(危機管理マニュアル構成の一例)

大項目	中項目	小項目
第1章 総則	1目的	○危機管理マニュアルの目的
	2定義	①危機の定義
		②想定される危機事案
	3基本的な考え方	①平常時での対策
		②応急時の対策
③事後対策		
4責務	○部局長の責務	
5役割	①部局で対応することが明確な場合 ②部局で対応するか不明確な場合	
第2章 事前対策	1危機管理意識の向上	①研修の実施 ②訓練の実施 ③県民に対する意識啓発
	2危機管理体制の整備	①危機管理連絡調整会議の活用 ②部局対策本部の設置 ③情報の共有化と連絡体制の確立
第3章 応急対策	1情報の収集・連絡	①情報の収集・伝達
		②情報内容の管理
		③情報の整理
		④危機管理連絡調整会議の活用
2応急対策の検討・決定	①検討・決定の方法	
	②部局対策本部の設置	
	③全庁的な対策への移行	
3応急対策の実施	①避難・予防	
	②救助	
4広報の実施	①広報に当たっての留意事項	
	②広報の内容	
	③広報の方法	
	④県民等からの問い合わせへの対応	
第4章 事後対策	1復旧・復興の推進	①基本的考え方
		②安全の確認
		③各種制限措置の解除
	2被害等の影響の軽減	①心身の健康相談体制の整備 ②風評被害の影響の軽減
3再発防止策の検討・実施	○再発防止策の検討・実施	
4対処の評価とマニュアルの見直し等	①対処の評価	
	②危機管理マニュアルの見直し	
【参考資料】	1緊急連絡体制	①緊急連絡体制(休日・夜間を含む)
		②関係機関の緊急連絡先
		③事故発生報告様式
	2対策本部等の設置要綱	①(危機事案名)対策本部設置要綱
②その他事務処理要領		
3関係法令・通知等	①関係法令・通知・マニュアル等	
	②基礎知識、専門用語解説	
4その他	*その他関係資料	

危機事案発生報告書（第報）

平成 年 月 日() 時 分現在

発生日時	平成 年 月 日() 時 分		
発生場所			
通報者	所属名	受領者	職氏名
	職氏名		
	電話		年 月 日() 時 分

危機の発生概況							
	被害の状況	人的被害	死者	名	住宅被害	全壊	棟
			負傷者	名		半壊	棟
			行方不明	名		一部損壊	棟
応急対策の状況							
備考							

山梨県危機管理対策本部設置要綱

(設置)

第1条 県民等の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じ
るおそれがある危機事案に対し、全庁的に迅速かつ的確に対応するため、山
梨県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機事案に関する情報収集及び分析に関すること
- (2) 危機事案に対する応急対策の決定及び実施に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 県民等に対する情報提供に関すること。
- (5) その他危機事案に対応するための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部長は、知事をもって充て、対策本部の事務を総括し、所属の
職員を指揮監督する。

2 対策本部長代理は、副知事、対策副本部長は防災局長をもって充て、対策
本部長を助け、対策本部長に事故あるときは、副知事（山梨県副知事の担任
事務に関する規程（平成27年山梨県訓令甲第12号）第1条の規定により
防災局に関することを担当事務とする副知事をいう。）が本部長代理として
その職務を代理する。

3 前項の本部長代理に事故があるときは、同項に規定する副知事以外の副知
事、防災局長の順位によりその職務を代理する。

4 対策本部員は、別表に掲げる者をもって充て、対策本部長の命を受け、対
策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くこと
ができる。

2 部に所属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、対策本部長が指名する対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地危機管理対策本部)

第5条 対策本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理対策本部を
置くことができる。

(対策本部員会議)

第6条 対策本部員会議は、対策本部長が招集する。

2 対策本部員会議は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 対策本部長が必要と認めたときは、対策本部員会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局は、防災危機管理課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

対策本部員	公営企業管理者 教育長 総合政策部長 県民生活部長 リニア交通局長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 林務長 エネルギー局長 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者
-------	--

山梨県危機管理連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 全庁的に危機管理を推進するとともに、危機発生時に迅速かつ的確に対応するため、山梨県危機管理連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全庁的な危機管理の推進に係る調整に関すること。
- (2) 情報収集、分析及び情報共有に関すること。
- (3) 危機発生時における担当部局の調整に関すること。
- (4) 全庁的に対応する危機発生時における対応方針の検討及び関係部局間の連携調整に関すること。
- (5) その他危機管理の推進のため必要なこと。

(組織)

第3条 調整会議は、議長及び委員をもって構成し、別表に掲げる者を充てる。

2 議長は、調整会議に関する業務を統括し、調整会議を代表する。

(会議)

第4条 調整会議は、議長がその都度必要と認める委員を指名して招集する。

2 調整会議は、議長が主宰する。

3 議長は、別表に掲げる者のほか、必要と認める職員の出席を求めることができる。

4 委員は、議長に対して調整会議の開催を求めることができる。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局は、防災危機管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

区 分	所 属	職 名
議 長	防災局	防災局長
委 員	総合政策部	総合政策部次長
	県民生活部	県民生活部次長
	リニア交通局	リニア交通局次長
	総務部	総務部次長
	防災局	防災局次長
	福祉保健部	福祉保健部次長
	森林環境部	森林環境部次長
	エネルギー局	エネルギー政策課長
	産業労働部	産業労働部次長
	観光部	観光部次長
	農政部	農政部次長
	県土整備部	県土整備部次長
	出納局	出納局次長
	企業局	企業局次長
教育委員会	教育次長	